

【新型コロナウイルス】ニューサウスウェールズ州（シドニー大都市圏等）の COVID-19 感染確認場所（Exposure Sites）を特定日時に訪問した場合の隔離義務等（5月7日（金）午前1時より）

2021年5月6日  
在ブリスベン総領事館

●5月6日（木）、クイーンズランド（QLD）州政府は、シドニー東部での2件の市中感染確認を受け、ニューサウスウェールズ（NSW）州保健省ウェブサイトに掲載されている、4月27日（火）以降の Exposure Sites（感染確認場所）を特定された日時に訪問した方が、QLD州へ入州する場合、2週間の隔離を義務づけること等を発表しました。

以下 QLD 州政府発表の概要

- 1 NSW 州は、2 件の市中感染者確認に関し、4 月 27 日（火）以降の Exposure Sites を公表しており、同リストは、より多くの情報が利用可能となるにつれて着実に更新していく。
- 2 4 月 27 日以降に NSW 州に滞在歴がある者は、何らかの症状が出た場合には検査を受けること。
- 3 5 月 7 日（金）午前 1 時以降、上記 1 のリストに掲載された日時・場所への訪問歴がある者が QLD へ入州する場合、2 週間の隔離を行わなければならない。
- 4 5 月 7 日（金）午前 1 時より前に QLD 州に滞在している者も、上記 1 のリストに掲載された日時・場所への訪問歴がある場合、自宅又は宿舎で隔離を行い、13HEALTH（州保健省健康相談ダイヤル、TEL:13 43 25 84）への連絡及び COVID-19 検査を受けることを求める。

本発表の詳細等については、以下のホームページ等（全て英文のみ）をご覧ください。

○QLD 州首相 Twitter

<https://twitter.com/annastaciamp>

○NSW 州保健省ホームページ（Exposure Sites）

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/latest-news-and-updates#nsw-covid-19-case-locations>

○QLD 州保健省ホームページ

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19>

○QLD 州 COVID-19 感染追跡調査

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

また、QLD 州外の COVID-19 感染確認場所（Interstate Exposure Sites）については、以下の 4 月 30 日付の当館領事メールもご覧ください。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus30042021.pdf>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

また、外務省では、「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF 版を以下 URL にて掲載していますので、是非ご覧ください（部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業（但し、1 社 1 冊）には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい）。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html)